

●香川県選挙管理委員会告示第6号

平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

令和6年6月11日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
略			略		
坂出市	旧岩黒中学校体育館	<u>坂出市岩黒240番地</u>	坂出市	坂出市王越宿泊型野外活動施設交流の里おごし体育館	略
	坂出市王越宿泊型野外活動施設交流の里おごし体育館	略			
	略				
	坂出市西庄教育集会所	略			
	旧瀬居中学校体育館	<u>坂出市番の州町11番地</u>			
	旧瀬居幼稚園	<u>坂出市番の州町17番地 5</u>			
	旧櫃石小学校体育館	略			
	略				
略			略		